

令和2年3月24日  
国土交通省関東運輸局

**一般貸切旅客自動車運送事業者に対する事業許可の取消処分について**  
(有限会社 新都市交通)

下記のとおり、一般貸切旅客自動車運送事業者に対し、令和2年3月24日付けで道路運送法第40条の規定に基づく許可の取消処分を行いましたので、お知らせします。

記

**1. 処分対象事業者**

事業者名：有限会社 新都市交通  
住 所：群馬県太田市強戸町1560番地

**2. 処分内容**

一般貸切旅客自動車運送事業の許可の取消し  
(令和2年3月31日をもって取り消す)

**3. 主な違反条項**

道路運送法第43条の15第9項

**4. 違反行為の概要等**

道路運送法第43条の15第4項の規定により、一般貸切旅客自動車運送適正化機関(公益財団法人関東貸切バス適正化センター)に対する負担金の納付義務があるにもかかわらず、平成30年度分の負担金を納付することなく、度重なる納付命令に従わなかったことから、処分基準5.(1)⑦(負担金及び延滞金の納付命令に従わず行政処分を受けた事業者が当該行政処分を受けた日から3年以内に同じ命令を受け、かつ、当該命令に従わなかった場合)に定めるところにより、一般貸切旅客自動車運送事業の事業許可を取消す。

**【問い合わせ先】**

関東運輸局自動車監査指導部(旅客担当) 栗田、野沢  
電 話：045-211-7271(直通) FAX：045-201-8804  
(配布先) 横浜海事記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、群馬県政記者クラブ  
関東運輸局記者会〔ハイタク等専門紙〕